

学生宿舎等入居申請書類の記入上の注意

申請書類は、次の事項に留意し、黒又は青の油性ボールペン（ただし、消せるものを除く。）で記入の上、提出してください。

1 申請書類一覧

(1) 申請者全員が提出するもの

申請書類	注意事項
① 学生宿舎等入居願	申請時現在で記入してください。
② 誓約書	別添の規則等を熟読の上、記入してください。
③ 家庭調書	申請時現在の所属等に基づき、記入してください。
④ 所得課税証明書 (令和6年度(令和5年分所得)について、市区町村長が発行したもの)	父及び母両方のものがが必要です。ただし、申請者が独立生計者の場合は、申請者自身のもの(配偶者がいる場合は配偶者のものを含む。)を提出してください。また、 <u>収入が「0」であっても、必要ですので提出してください。</u> なお、提出された書類は返却できません。 ※ 源泉徴収票は不可。

※ 「④所得課税証明書」については、令和5年1月から現在までの期間に就職又は転職等があった場合は、現在の職業における令和5年1月から令和5年12月までの1か年分の年収証明書又は給与支払証明書若しくは給与明細書(直近3か月分)を併せて提出してください。

※ 申請時以降に、所得状況に大きな変化が見込まれるときは、書面にて申し出てください。

(2) 該当者が提出するもの

申請書類等	該当者
単身者の世帯・国際学生宿舎入居希望調書	学生宿舎(単身用)又は国際学生宿舎単身用居室への入居を希望する者
I型、II型入居希望調書(女子)	学生宿舎(単身用)への入居を希望する女子
宿舎別及び居室タイプ別希望調書	学生宿舎(世帯用)又は国際学生宿舎(夫婦用又は家族用)への入居を希望する者
外国人留学生の平均生活費申告書	学生宿舎への入居を希望する外国人留学生
車両登録証交付願	学生宿舎駐車場に車両の駐車を希望する者
令和5年分の年金額がわかる書類(コピー可)	父又は母が年金受給者である世帯
雇用保険受給資格者証の写(コピー)	失業給付受給者のいる世帯
生活保護受給証明書等の写(コピー)	生活保護受給者のいる世帯
障害者手帳の写(コピー)	障害者のいる世帯
診断書及び最近1か月の医療費に関する領収書の写(コピー)	長期療養者(6か月以上療養中又は見込の者)のいる世帯
市区町村等が発行した被災証明書及び被害額(相当額)のわかるもの	6か月以内に火災・風水害等の被害にあった場合
最近1か月の住居費及び光熱水費の領収書の写(コピー)	主たる家計支持者が単身赴任等で別居している世帯
履歴書 所有する教員免許状の写(コピー)	5年以上の社会経験を有する者

2 申請書類記入上の注意事項

(1) 学生宿舎等入居願及び誓約書

学生の氏名及び父母又は配偶者等氏名欄は、署名(本人自署)又は記名押印のいずれかとします。

(2) 家庭調書

① 写真

写真は縦3.0cm×横2.4cm上半身無帽正面向で、入居希望申請前3か月以内に撮影したものをはり付けてください。

- ② 所属
令和7年4月1日現在における所属区分（見込みを含む。）に○を付けてください。
- ③ 交通手段
自宅（帰省先）から大学までの経路について、列車又はバス等の公共交通機関を利用した交通手段及び所要時間を記入してください。（自動車は不可。）また、徒歩の時間も含めて記入してください。
- ④ 携帯電話及びメールアドレス
書類に不備があった場合の連絡や入居選考結果の通知（後期日程合格者のみ）を行いますので、必ず記入してください。
- ⑤ 家族及び所得

本人	申請日現在における所属に基づき、該当する方のみ記入してください。
就学者を除く家族	同居・別居を問わず、申請者と生計が同一の者とします。 また、父又は母が死亡、生別れ又は無職の場合は、その年月及び理由を記入してください。
主たる家計支持者	続柄欄に○を付けてください。
同・別居の別	主たる家計支持者から見た場合の同居・別居の別を記入してください。
現在の職業	食料品小売商、洋服仕立業、小学校教員、会社員等、具体的に記入してください。
勤務先	〇〇商店、〇〇小学校、〇〇会社〇〇支店等、具体的に記入してください。
在職年数	現在の職業に就いてからの年数を記入してください。
就学者	小学校、中学校、高等学校、大学（大学院、専攻科、別科を含む。）、中等教育学校、高等専門学校、特別支援教育学校に在学する者とし、学校名は省略せず正確に記入してください。

- ⑥ 特別控除
控除内容に該当がある場合は、証明書類を添付してください。
ただし、父子世帯・母子世帯に関する証明書類の添付は不要です。

3 その他

提出書類に記入不備又は記入内容に事実との相違があった場合は、選考対象から除外又は入居許可後であっても入居の許可を取り消すことがあります。